

東北地方整備局 技術調整管理官 殿
北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和 6 年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における
積算方法等について

東日本大震災の復旧・復興事業等における直轄土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

東日本大震災の被災 3 県内（岩手県、宮城県、福島県）で実施する直轄土木工事で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 間接工事費の補正

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和 6 年 2 月 28 日付国官技第 359 号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表 1 の補正係数を乗じるものとする。

表 1 間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 3
現場管理費	1. 1

ただし、福島県内については、当面の措置として、令和 6 年度は表 1 の補正係数の適用を猶予し、表 2 の補正係数を乗じるものとする。

表2 福島県内における間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

本通知は、「令和6年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」（令和6年2月28日付国会公契第29号、国官技第372号、国道国技198号、国北予第22号）の適用の対象とするものとする。